
海洋の科学的調査法制 および海洋構築物法制と国際法

排他的経済水域・大陸棚における沿岸国管轄権とその根拠

和仁 健太郎

Wani Kentaro

はじめに

海洋法に関する国際連合条約（以下、「海洋法条約」）⁽¹⁾によれば、排他的経済水域（以下、「EEZ」）において、沿岸国は、天然資源（生物資源および非生物資源）の探査・開発・保存・管理について「主権的権利（sovereign rights）」を、「人工島、施設及び構築物の設置及び利用」、「海洋の科学的調査」ならびに「海洋環境の保護及び保全」について「管轄権（jurisdiction）」を有する（56条1項）。これらのうち、例えば生物資源の探査・開発・保存・管理について、わが国は、排他的経済水域主権的権利行使法⁽²⁾を制定し、EEZにおける漁業等の許可、違反の場合の罰則、執行措置などについて定めている。他方、「海洋の科学的調査」について、わが国は法律を制定しておらず、法的拘束力のないガイドラインによる運用がなされている⁽³⁾。また、「人工島、施設及び構築物」（以下「海洋構築物」と総称する）については、海洋法条約60条4項に基づきEEZ内の海洋構築物周辺に設定することができる「安全水域（safety zone）」に関する法律⁽⁴⁾が制定されているが、EEZにおける海洋構築物の設置や利用そのものを規制する法律は存在しない。

そのため、外国船や外国人がわが国の許可を得ることなくわが国のEEZにおいて海洋の科学的調査や海洋構築物建設に従事した場合、現行法の下ではそれらを処罰することができないことが問題とされ、現在、議員立法による法整備が検討されている⁽⁵⁾。その検討においては、無許可で行なわれる海洋の科学的調査や海洋構築物建設に対して刑罰を科すことが想定されているようであるが、海洋の科学的調査や海洋構築物について沿岸国が有する「管轄権」の内容（例えば刑事裁判権の行使を含みうるか）は、海洋法条約の規定上必ずしも明らかではない。

そこで本稿は、海洋の科学的調査や海洋構築物に関する沿岸国管轄権の内容を、特にその根拠に照らして検討する。沿岸国管轄権の根拠を明らかにすることは、「海洋の科学的調査」や「人工島、施設及び構築物」の概念の射程——これらの概念は海洋法条約において定義されていない——を明らかにするためにも重要である。なお、海洋の科学的調査については、EEZで行なわれるものにも大陸棚で行なわれるものにも同一の規則が適用され（海洋法条約第13部）、また、大陸棚における海洋構築物については、EEZにおける海洋構築物について定めた海洋法条約60条が準用される（同80条）ので、本稿は、EEZと大陸棚を合わせて検討する。EEZおよび大陸棚以外の海域で行なわれるものについては検討しない。また、EEZまたは大陸

棚の境界が未画定の海域における海洋の科学的調査や海洋構築物建設の問題も検討しない⁽⁶⁾。本稿で引用する条文番号は、特に断わらない限り、海洋法条約のものである。

1 海洋の科学的調査に関する沿岸国管轄権

(1) 同意付与権限およびそれに付随する諸権限

沿岸国は、EEZ・大陸棚における海洋の科学的調査について、「管轄権」を有する（56条1項(b)(ii)、246条1項）。この「管轄権」の中心的内容をなすのが、海洋の科学的調査の実施についての同意付与権限であり、246条2項は、「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査は、沿岸国の同意を得て実施する」と定める。沿岸国が有するこの同意付与権限は絶対的なものではなく、246条5項に規定される4つの場合（調査計画が天然資源の探査および開発に直接影響を及ぼす場合など）を除き、「通常の状況においては」⁽⁷⁾、沿岸国は同意を与える義務を負う（246条3項）。

この同意付与権限に付随して、EEZ・大陸棚の沿岸国は、次の諸権限を有する。すなわち、①調査計画に参加しまたは代表を派遣する権利（249条1項(a)）、②調査の最終的な結果および結論の提供を受ける権利（同項(b)）、③調査計画から得られたすべてのデータおよび試料を利用する機会の提供を受ける権利（同項(c)）、④調査計画から得られたデータ、試料および調査の結果を評価・解釈するにあたり援助を受ける権利（同項(d)）、⑤調査計画の実施について同意を与えるか否かの裁量（246条5項）を行使するため法令によって条件（天然資源の探査・開発に直接影響を及ぼす計画の調査結果を国際的な利用に供することについて事前の合意を要求することを含む）を定める権利（249条2項）である。沿岸国がこれらの諸権限を有することは、海洋の科学的調査に関する沿岸国管轄権の根拠を明らかにするうえでの重要な手がかりとなる（後述）。

(2) 執行措置

253条は、同意付与権限およびそれに付随する諸権限が侵害された場合に沿岸国がとりうる措置について規定する。すなわち、沿岸国は、(i)同意を与える基礎となった情報（248条に基づき提供義務を負う情報）に従って調査が行なわれていない場合、および(ii)249条に定められた条件が遵守されていない場合において、調査の停止を要求する権利を有する（253条1項）。また、(i)の場合であって「計画又は活動の主要な変更」に相当する場合、および(ii)または(ii)が「合理的な期間内に是正されない場合」には、沿岸国は、調査の終了を要求する権利を有する（253条2項および3項）。なお、253条は、沿岸国の同意を得て行なわれる調査を想定したものであり、沿岸国の同意を得ずに行なわれる調査については何も定めていない。しかし、沿岸国に情報を提供し、同意を得たうえで行なわれる調査でさえ、提供した情報と相違するかたちで行なわれる場合には停止・終了を求められるのであれば、最初から沿岸国に情報を提供せず、無許可で行なわれる調査については、沿岸国は、当然に停止・終了を要求できると考えられる⁽⁸⁾。

海洋法条約が明文で定めるのは調査の停止・終了要求だけであり、沿岸国がそれ以上の執行措置（乗船検査、拿捕、刑事裁判権の行使など）をとれるかどうかについては見解が分かれ

る⁽⁹⁾。同意を得ずに行なわれる調査や、法令が定める条件に違反して行なわれる調査について、罰則（刑事裁判権の行使）を定める国もある⁽¹⁰⁾が、調査の停止・終了要求以上の執行措置を予定していない国も多い⁽¹¹⁾。それゆえ、この問題について、「条約の適用につき後に生じた慣行であって、条約の解釈についての当事国の合意を確立するもの」（条約法に関するウィーン条約31条3項(b)）が存在すると考えることはできず、海洋の科学的調査に関する沿岸国管轄権の根拠に照らして考える必要がある。

本稿第1節第1項で整理したように、EEZ・大陸棚で行なわれる海洋の科学的調査について、沿岸国は、同意付与権限およびそれに付随する諸権限を有する。沿岸国がこれらの権限を有するのは、次の3つの理由によると考えられる。

第1に、海洋の科学的調査を装って、実際には天然資源の「探査」が行なわれることがありうるからである。「探査 (exploration)」とは、「天然資源（生物資源であるか非生物資源であるかを問わない）に関するデータ収集活動……であって、その天然資源の開発 (exploitation)（すなわちその経済的利用）を目的として行なわれるもの」⁽¹²⁾のことであり、EEZ・大陸棚における「探査」については、沿岸国が「主権的権利」を有する（56条1項、77条1項）。EEZ・大陸棚における海洋の科学的調査の実施について沿岸国の同意が必要とされていることの趣旨のひとつは、海洋の科学的調査を装って探査が行なわれる可能性がないかどうかを確認する機会を沿岸国に与えることにある⁽¹³⁾。

第2に、純粋に科学的な動機から行なわれる調査 (*bona fide research*) であっても、海洋の科学的調査により得られるデータや調査の結果は、天然資源に関する情報を含んでいる場合があり、そうした情報が公表されることは、天然資源の探査・開発に関する外国企業・政府との交渉において沿岸国の立場を弱める可能性がある⁽¹⁴⁾。すなわち、調査結果がEEZ・大陸棚における天然資源の不存在を示している場合には、外国企業・政府から探査・開発ライセンスの申請がなくなり、その分、沿岸国が得る収入は減少する。逆に、調査結果が天然資源の存在を示している場合には、外国企業・政府から直ちに探査・開発を進めるよう圧力がかかることになり、自国にとって最も有利な時期を狙って探査・開発に着手する沿岸国の利益は損なわれる。沿岸国のこうした利益は、調査計画に同意を与えるか否かについての裁量行使する際に、「天然資源の探査及び開発に直接影響を及ぼす計画の調査の結果を国際的な利用に供することについて事前の合意を要求する」旨の条件を課すことを認めた、249条2項によって保護されている。

第3に、海洋の科学的調査を含む自然科学は、国家の経済発展にとって大きな意味をもっており、調査結果を調査国が独占すれば、海洋調査能力を有する先進国と、そうした能力を有しない途上国との経済格差は、現状以上に拡大する恐れがある⁽¹⁵⁾。そこで、調査結果が沿岸国にも均霑^{きんてん}される仕組みが求められたのである。沿岸国のこうした利益は、調査計画に参加しまたは代表を派遣する沿岸国の権利を定めた249条1項(a)、調査の最終的な結果および結論を沿岸国に提供することを定めた同項(b)、調査計画から得られたすべてのデータおよび試料を利用する機会を沿岸国に提供することを定めた同項(c)、さらに、調査計画から得られたデータ、試料および調査の結果を評価・解釈するにあたり沿岸国に援助を提供すること

を定めた同項(d)によって保護されている。

以上3つの理由のうち、第1のもの、つまり海洋の科学的調査を装って実際には探査が行なわれる場合について考えると、この場合に行なわれているのはもはや「海洋の科学的調査」ではなく「探査」であって、「探査」については沿岸国が拿捕や刑事裁判権の行使を含む管轄権を有している以上⁽¹⁶⁾、沿岸国としては「探査」に関する管轄権を行使して対処すれば済む⁽¹⁷⁾。

問題は、第2および第3の理由との関係で、つまり、行なわれているものがあくまでも「海洋の科学的調査」である場合において、調査の停止・終了要求以上の執行措置が必要かどうかである。第2および第3の理由との関係で問題なのは、調査活動そのものではなく、調査計画から得られるデータや調査結果である。それらのデータや調査結果が経済的価値をもつことがあるために、沿岸国がそれらにアクセスし、それらの流通をコントロールできるようにする必要があるのである⁽¹⁸⁾。つまり、調査活動そのものは沿岸国法益を何ら害しない。また、データや調査結果が経済的価値をもつことがあると言っても、それは、データや調査結果がある程度蓄積した場合のことであって、個々の調査計画から得られるデータにアクセスできないだけで直ちに沿岸国の法益が害されるとは考えられない。そうだとすれば、調査の停止・終了要求以上の執行措置を沿岸国に認める必要はないとも考えられる。もっとも、沿岸国の同意を得て調査計画を実施させることによって、沿岸国がデータや調査結果にアクセスし、それらの流通をコントロールできるよう確保することが海洋法条約の定める海洋の科学的調査規制制度の基本的な仕組みだとすると、同意を得ないで行なわれる調査は、この基本的な仕組みを台無しにするおそれがある。そうだとすれば、沿岸国の同意を得たうえで調査計画を実施させることを確保するための刑事制裁として、同意を得ない調査に対し罰金刑を科すことが完全に排除されるとは言い切れないかもしれない。

2 海洋構築物に関する沿岸国管轄権

EEZおよび大陸棚における海洋構築物について沿岸国が有する管轄権は、①海洋構築物を「建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利 (exclusive right)」(60条1項)、②海洋構築物に対して「通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権 (exclusive jurisdiction)」(60条2項)、③海洋構築物の周辺に安全水域を設定し、当該安全水域において「航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置 (appropriate measures) をとる」権限 (60条4項) の3つからなる。これらは、海洋空間を排他的に使用する権利 (建設に対する管轄権) ((1)) と、海洋構築物の上またはその近傍で行なわれる活動の規制 (活動規制に関する管轄権) ((2)の(a)および(b)) とに分けることができる⁽¹⁹⁾。

(1) 建設に対する管轄権

EEZ・大陸棚において沿岸国が「建設し並びにそれらの建設、運用及び利用を許可し及び規制する排他的権利」をもつのは、次の3つについてである (60条1項)。

- ① 人工島 (artificial islands)
- ② 経済的な目的のための施設および構築物 (installations and structures)

③ EEZにおける沿岸国の権利の行使を妨げうる施設および構築物

これらのうち、②については、EEZ制度は、天然資源の探査・開発に加え、それ以外の経済的な目的の活動（例えば海水、海流および風からのエネルギーの生産等）についても沿岸国に「主権的権利」を認める制度であるから（56条1項）、沿岸国が管轄権をもつことは、制度の性質からして当然の帰結とも言える。③についても、EEZにおける沿岸国の権利を保護するという意味で、沿岸国の主権的権利に付随するものとして説明できる。

他方、①については、経済的目的のものか否かを問わず、また、沿岸国の権利行使を妨げうるか否かを問わず、建設およびその許可等について沿岸国が排他的権利を有するとされている。なぜそうなっているのか。その点を説明した学説等は見当たらないが、1970年代に次のような主張があったことが手がかりになるかもしれない。すなわち、1958年ジュネーブ大陸棚条約⁽²⁰⁾は、海洋法条約よりももっと狭く、「[大陸棚]の探査およびその天然資源の開発のために必要な施設その他の装置」の建設・維持・運用に限って沿岸国に管轄権を認めていた（5条）。それにもかかわらず、当時、天然資源の探査・開発と関係のない人工島（例えば軍事目的のもの）の建設についても沿岸国に許可・規制権限を認めるべきだという主張があった。例えばBowettは、領海の外側の海域に無許可で人工島が建設されることは沿岸国の安全に対する脅威を構成するから、「常識的に考えて（in common sense）」、沿岸国が無許可での人工島建設を認めるだろうと期待することは「非現実的だ」と述べていた⁽²¹⁾。Papadakisも、自国領海に近い海域において無許可で人工島を建設できる制度を望む国など存在しないだろうと述べていた⁽²²⁾。BowettやPapadakisによれば、彼らのような見解は諸国によって共有されており、そのことを示すのが、当時交渉中であった海洋法条約60条だという。結局、「人工島」について目的による限定なしに沿岸国に管轄権が認められたのは、Bowettの言う「常識的」判断が諸国によって共有され、それが条約規定になった結果だと説明するほかに思われる。「人工島」についての沿岸国管轄権は、沿岸国の経済的利益の増進というEEZ制度・大陸棚制度の基本的性質からはみ出す側面をもつのである⁽²³⁾。

海洋構築物の建設・利用等に関する沿岸国の「排他的権利」の内容について、学説上の議論はほとんどない。「排他的」ということの意味は、「沿岸国のみが」海洋構築物を建設または建設等を許可できるということであるが、許可なしに建設する者に対していかなる措置をとりうるかは明らかでない。国家実行をみると、多くの国は、EEZ・大陸棚における海洋構築物の建設を許可制の下に置き、許可なしに海洋構築物を建設した者に対する罰則を定めている（罰金刑のみを定める国と、罰金刑に加え拘禁刑を定める国とがある）⁽²⁴⁾。海洋法条約は、理由はともかく、EEZ・大陸棚において海洋構築物を建設することにより海洋空間を排他的に使用する権利を沿岸国に与えたのであるから、この権利を直接に侵害する無許可での海洋構築物建設について、沿岸国管轄権を制限的に解釈する理由は見当たらない。そうだとすれば、沿岸国は、刑事裁判権の行使およびその前提となる司法警察権（拿捕、逮捕等）の行使を含む管轄権を有すると考えるのが妥当だろう。

(2) 活動規制に関する管轄権

(a) 海洋構築物上の活動に対する管轄権

海洋構築物は、島の地位を有さず、また、その周辺にそれ自体の領海を有しない（60条8項）。しかし、沿岸国は、EEZ・大陸棚における海洋構築物に対して、「通関上、財政上、保健上、安全上及び出入国管理上の法令に関する管轄権を含む排他的管轄権」を有する（同2項）。通関、財政、保健、安全および出入国管理の5事項が例示されているのは、海洋構築物は法的地位としては領土と異なるとはいえ、多くの場合において人が常駐し、外部から船舶を通じて人や物が入り出す点では領土と類似しているためだと考えられる⁽²⁵⁾。つまり、長期間にわたって人が常駐することのある海洋構築物については、いずれかの国がそこにおける秩序維持（民事・刑事裁判権の行使を含む）を担う必要がある⁽²⁶⁾。海洋法条約は、この点に関する管轄権を、EEZ・大陸棚の沿岸国に与えたのである。

海洋構築物上の活動について沿岸国が管轄権を有するのは、EEZ制度や大陸棚制度の性質から導かれるものではなく、便宜的な理由によるものと考えられる⁽²⁷⁾。なぜなら、海洋構築物における秩序維持が目的だとすれば、必ずしも沿岸国がそれを担う必然性はなく、例えば建設企業の本国が管轄するのでもよいのであって、実際、海洋法条約の起草過程においてそうした提案もなされていたからである。結局、そうした提案は受け入れられず、沿岸国に排他的管轄権が与えられることになったが、その理由としては、建設企業の本国に管轄権を認める場合、構築物の所有者・運用管理者がたえず変わるといった弊害があることなどが挙げられた⁽²⁸⁾。この理由づけは、海洋を移動せず一定の場所にとどまる海洋構築物の場合、建設企業の本国などよりも、沿岸国に管轄権を認めるほうがより安定的な秩序維持が可能だというものであり、海洋構築物上の活動に対する管轄権は、それが所在する海域の性質とは無関係であることがわかる。

領土ではないけれども人が常駐するという点では領土と類似する海洋構築物における秩序維持が沿岸国管轄権の目的だとすれば、この管轄権は、特定事項に限定されたものではなく、領土におけるのと同様、包括的な管轄権であると解される。例えばPapadakisは、海洋構築物に対する沿岸国管轄権の目的が構築物における秩序維持であると理解したうえで、海洋構築物の上で行なわれる「いかなる作為または不作為に対しても」沿岸国管轄権が及ぶと述べている⁽²⁹⁾。実際、多くの国は、EEZ・大陸棚における海洋構築物を自国領土に所在するものと擬制し、そこで行なわれる活動に自国法令を適用すると規定している⁽³⁰⁾。この管轄権は、海洋構築物の上にある人や物に対するものであるために、船舶の航行と緊張関係に立たず、沿岸国法令の包括的な適用を認めても問題は生じないのである。

(b) 海洋構築物の周辺海域における管轄権：安全水域

沿岸国は、必要な場合には、EEZ・大陸棚における海洋構築物の周囲に500メートルを超えない範囲で⁽³¹⁾「適当な安全水域を設定することができ」、「当該水域において、航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保するために適当な措置をとることができる」（60条4項、80条）。この「適当な措置」をとる権限については、①海洋構築物上の活動に対する管轄権（本稿第2節第2項(a)）との異同、②安全水域内において船舶のどのような行動を規制できるか（立法管轄権）、③規制の違反に対しどのような措置をとりうるか（執行管轄権）が問題となる。

まず、①の問題について、国家実行をみると、海洋構築物そのものと、その周辺の安全水域とを区別せずに、それらの両方について沿岸国法令の包括的な適用を定める国がある⁽³²⁾。学説上も、海洋構築物とその周辺の安全水域を一体のものとして捉え、安全水域においても沿岸国法令が包括的に適用されるという見解がある⁽³³⁾。しかし、海洋構築物上の活動に対する管轄権と、安全水域における管轄権は、それぞれ目的が異なる。上述のとおり、前者は、海洋構築物における秩序維持を目的とするものである。これに対し、安全水域設定の目的は、「航行の安全並びに人工島、施設及び構築物の安全を確保する」ことである（60条4項）。そして、両者の目的が異なることに加え、安全水域における管轄権の行使は船舶の航行を阻害する側面をもつことにも鑑みれば、安全水域における管轄権は、海洋構築物および船舶の安全の確保という特定事項に限定された管轄権であると考えるのが妥当である⁽³⁴⁾。

それでは、海洋構築物および船舶の安全の確保が目的だとして、安全水域においてとりうる「適当な措置」には何が含まれるか。まず上記②（立法管轄権）の問題から考えると、海洋構築物および船舶の安全の確保のために安全水域内で行なわれる規制としては、入域の禁止、投錨の禁止、航路の指定、安全水域を通航する船舶の種類や大きさの制限などがありうる⁽³⁵⁾。これらのうち、入域の禁止は、船舶の航行に対する介入の度合いが最も強い措置であり、海洋構築物の種類によっては入域の禁止まで必要でない場合もありうるが⁽³⁶⁾、実際には、多くの国が法令により安全水域への入域を禁止している⁽³⁷⁾。安全水域における船舶の存在そのものが危険の原因となることや、安全水域が500メートルという狭い範囲に限定されていることに鑑みれば、多くの場合において、入域の禁止も合理的な措置として許容されると思われる⁽³⁸⁾。

次に、上記③の問題（執行管轄権）については、海洋構築物にとって危険となりうる船舶を安全水域内に入らせないことが多くの場合における安全水域設定の目的だとすれば、船舶を安全水域の外に排除できればそれで十分であって、刑事裁判権の行使やその前提となる司法警察権の行使までは必要ないとも考えられることでもできそうである。例えばPeschは、安全水域において沿岸国が行なえるのは、安全水域の外への退去命令、およびそれに従わない船舶を物理的に水域外に退去させる措置に加えて、乗船検査（boarding）までであり、乗船検査も、意図的なまたは繰り返し行なわれる違反の場合などを除き許されないと述べる。Peschは、国際海事機関（IMO）が1989年に採択した勧告を引用しながら、安全水域に関する規則の違反については、船舶の旗国が刑事裁判権を行使すべきであるとの見解を示唆する⁽³⁹⁾。IMOの同勧告は、沿岸国は安全水域に関する規則の違反および関連する証拠を船舶の旗国に通報し、通報を受けた旗国が必要な措置をとることを勧告しており（同勧告の附属書3.1および3.2）、旗国による刑事裁判権の行使を想定しているようにみえる⁽⁴⁰⁾。

他方、*Arctic Sunrise*号事件（本案）に関する2015年の仲裁判断（海洋法条約附属書VII仲裁裁判所）は、安全水域に関する法令の違反について、沿岸国が刑事裁判権およびその前提となる司法警察権を行使できるとの立場をとったと解される。ロシアEEZ内の石油プラットフォームに対して抗議活動を行なった*Arctic Sunrise*号（旗国はオランダ）に対する拿捕等の合法性が問題となった本件において、裁判所は、追跡権（111条）の行使としてロシアの措置が正

当化されるか否かを検討した（111条は安全水域からの追跡を認めている）。裁判所は、①沿岸国法令の違反、②追跡の開始（追跡の開始時に被追跡船舶が安全水域内にあったか）、③追跡の継続性の3つの論点に分けて検討し、結論的には③の要件が充足されていなかったと判断したが⁽⁴¹⁾、①について、ロシア当局は*Arctic Sunrise*号が安全水域への入域を禁じたロシア法令に違反したと信ずるに足る十分な理由を有しており、111条に基づき追跡を開始する十分な根拠を有していたと判示した⁽⁴²⁾。また、海上構築物に対するテロ犯罪の実行を理由に執行措置をとれるか否かを検討した文脈において、裁判所は、「構築物の周辺500メートルの〔安全〕水域において実行される可能性のあるテロ犯罪に関して、沿岸国は法執行措置（law enforcement measures）をとる権限を有する」と述べ、さらに、「この措置は、〔安全〕水域内でとられる、乗船検査、船舶の拿捕および抑留といった措置を含むことができる」と判示した⁽⁴³⁾。これらの判断が、拿捕等を合法的に行なった後に刑事裁判権を行使することまで認めたものかどうかは必ずしも明らかでないが、裁判所が追跡権やテロ犯罪の論点を「法執行措置」という標題の下で検討していることからして（「予防措置」ではなく「法を執行するための措置」）、刑事裁判権およびその前提となる司法警察権の行使を認めたと解するのが適当であろう。

安全水域に関する法令違反の場合の執行措置については、上記のPeschのような見解もありうるが、111条が安全水域からの追跡権を認めていることや、*Arctic Sunrise*号のように意図的に安全水域を侵害するケースがあることに鑑みれば、*Arctic Sunrise*号事件仲裁判断のように、沿岸国は刑事裁判権の行使を含む管轄権を有すると考えるのが妥当であろう。ただし、安全水域に意図的に進入したのではない船舶については、水域からの退去を命じれば十分であって、拿捕等の措置をとることは均衡性を欠き許されないと考えられる。

おわりに

海洋の科学的調査と海洋構築物は、EEZ・大陸棚において沿岸国が「管轄権」を有する事項として並列的に列挙されているが、それらについて沿岸国が管轄権を有する根拠はまったく異なる。また、海洋構築物の場合、建設に対する権利、海洋構築物上の活動に対する管轄権、安全水域における管轄権の3つが、それぞれ別の根拠に基づいて認められている。言い換えれば、沿岸国にこれらの管轄権を与えることによって海洋法条約が保護しようとした利益（法益）は、（一部重複する部分もあるが）基本的には別々のものである。海洋の科学的調査と海洋構築物に関する法整備を行なう際には、これらのさまざまな利益のうち、わが国としてどの利益を、どの程度確保することが必要なかをよく考える必要がある。また、法整備にあたっては、海洋法条約が定義していない「海洋の科学的調査」および「人工島、構築物及び設備」の範囲をどのように定めるかも問題になるが、その際にも、これらに関する沿岸国管轄権の根拠（これらについて沿岸国が管轄権を有しているのはなぜか）に照らして問題を考える必要がある⁽⁴⁴⁾。

(1) 海洋法に関する国際連合条約（平成8年条約第6号）（The United Nations Convention on the Law of the Sea, 10 December 1982, 1883 U.N.T.S. 3）。

- (2) 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成8年法律76号）。
- (3) 榎孝浩「排他的経済水域及び大陸棚における海洋の科学的調査——我が国の取り組み状況と諸外国の法制度」『海洋開発をめぐる諸相：科学技術に関する調査プロジェクト「調査報告書」』、国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年、132-134ページ。
- (4) 海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律（平成19年法律34号）。
- (5) 『読売新聞』2018年1月9日、4ページ；『第195回参議院予算委員会会議録第1号』（平成29年11月29日）、43-44ページ。
- (6) 境界画定に関する合意に達するまでの間、「最終的な合意への到達を危うくし又は妨げないためにあらゆる努力を払う」義務（海洋法条約74条3項、83条3項）の問題である。この問題については、本特集の西本論文を参照。
- (7) 246条4項において、沿岸国と調査実施国との間に外交関係がない場合にも「通常の状態」が存在すると規定されていることから考えると、「通常の状態」でない状態とは、外交関係断絶以上の状態、すなわち例えば沿岸国と調査実施国との間に敵対行為または深刻な緊張関係が存在する状態などを指すと解される。R. R. Churchill and A. V. Lowe, *The Law of the Sea*, 3rd ed., Manchester University Press, 1999, p. 407.
- (8) 例えば、田中則夫「EEZにおける科学的調査の停止・終了要求」、海洋法研究会編『海洋の科学的調査と海洋法上の問題点』、日本国際問題研究所、1999年、9-10ページを参照。
- (9) 議論状況について、西村弓「海洋調査に対する沿岸国管轄権」、『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究』、海上保安協会、2008年、87-90ページを参照。
- (10) 例えば、中国の外国海洋科学研究管理規則（1996年）は、同規則に違反して行なわれた海洋の科学的調査について、調査機器、データおよび試料の没収、または／ならびに5万元以下の罰金を規定する（13条）。船舶、装置およびデータ等の没収や罰金を定める法令をもつ国としては、中国のほかに、ロシアと韓国がよく知られていたが、現在のロシア法は、調査の停止または終了要求以上の執行措置は規定していない。榎、前掲注(3)、143ページ。韓国では、2013年8月の法改正により、罰金およびデータ等の没収に関する規定（海洋科学調査法〔1995年〕19条）は削除された（<http://extwprlegs1.fao.org/docs/pdf/kor52054.pdf>）。
- (11) 米国、英国、カナダ、フランス等。榎、前掲注(3)、137-140ページ参照。
- (12) Alfred H. A. Soons, *Marine Scientific Research and the Law of the Sea*, Kluwer Law and Taxation Publishers, 1982, p. 125。「探査」も「海洋の科学的調査」も海洋環境に関する科学的な方法による調査活動であることに変わりはなく、「探査」と「科学的調査」の違いは、前者が天然資源の開発に着手する前提として行なわれるという意味での動機ないし目的の違いにすぎない。Ibid., p. 171.
- (13) Ibid., pp. 30-31.
- (14) Ibid., p. 31.
- (15) 小寺彰「領海外沿岸海域における執行措置——接続水域・排他的経済水域・大陸棚における沿岸国権限とその根拠」、山本草二編集代表『海上保安法制——海洋法と国内法の交錯』、三省堂、2009年、167、169ページ；Barbara Kwiatkowska, *The 200 Mile Exclusive Economic Zone in the New Law of the Sea*, Martinus Nijhoff Publishers, 1989, p. 135.
- (16) 生物資源の探査については73条。非生物資源については明文の規定はないが、機能的理由から条約によって創設されたEEZにおいてさえ拿捕や刑事裁判権行使等の措置をとれるのであれば、領土の延長と捉えられる大陸棚においては、より強い理由により同様の措置をとれると解される。西村、前掲注(9)、87ページ。後述する2015年のArctic Sunrise号事件仲裁判断も、EEZ・大陸棚における非生物資源について沿岸国が執行管轄権を行使できることを認めた。Arctic Sunrise Arbitration (Netherlands v. Russian Federation), Award on the Merits, 14 August 2015, paras. 279-284（<https://pcacases.com/web/sendAttach/1438>）。

- (17) 西村、前掲注(9)、90ページ。
- (18) Florian H. Th. Wegelein, *Marine Scientific Research: The Operation and Status of Research Vessels and Other Platforms in International Law*, Martinus Nijhoff, 2005, pp. 194–195.
- (19) 山本草二「海洋構築物に対する国内法令適用の根拠」『海洋法関係国内法制の比較研究』、日本海洋協会、1995年、160ページ。
- (20) Convention on the Continental Shelf, Geneva, 29 April 1958, 499 U.N.T.S. 311.
- (21) Derek W. Bowett, *The Legal Regime of Islands in International Law*, Oceana Publications, 1979, p. 120.
- (22) Nikos Papadakis, *The International Legal Regime of Artificial Islands*, Sijthoff, 1977, p. 69.
- (23) Francisco Orrego Vicuña, *The Exclusive Economic Zone: Regime and Legal Nature under International Law*, Cambridge University Press, 1989, p. 77.
- (24) Hossein Esmaeili, *The Legal Regime of Offshore Oil Rigs in International Law*, Ashgate, 2001, p. 115 (note 86) に挙げられた国内法を参照。
- (25) 奥脇直也「安全水域と執行措置」、前掲注(9)『海洋法の執行と適用をめぐる国際紛争事例研究』、52ページ。
- (26) 1958年大陸棚条約の草案を作成した国連国際法委員会 (ILC) の説明を参照。 *ILC Yearbook 1956*, Vol. 2, pp. 299–300.
- (27) 同趣旨の指摘として、下山憲二「海洋構築物の法的地位と規制措置に関する一考察——EEZ及び大陸棚における問題を中心に」『海洋政策学会誌』5号(2015年)、95–96ページ。
- (28) 山本、前掲注(19)、157–158ページ。
- (29) Papadakis, *supra* note 22, p. 179.
- (30) スウェーデンの1966年大陸棚法10条、フランスの1968年大陸棚法5条、英国の1969年大陸棚法3条など。わが国の排他的経済水域及び大陸棚に関する法律(平成8年法律74号)3条2項も、EEZおよび大陸棚における海洋構築物について、「国内に在るものと見なして、我が国の法令を適用する」と定めている。
- (31) 「一般的に受け入れられている国際的基準によって承認され又は権限ある国際機関によって勧告された場合」には、500メートルを超える安全水域を設定することもできる(60条5項)。「権限ある国際機関」の代表的なものは国際海事機関(IMO)であるが、現在までのところ、IMOは、500メートルを超える安全水域の設定を勧告していない。下山、前掲注(27)、98–99ページ参照。
- (32) 英国の1964年大陸棚法3条、フランスの1968年大陸棚法35条、スウェーデンの1966年大陸棚法10条、マレーシアの1966年大陸棚法5条など。
- (33) 奥脇、前掲注(25)、54ページ。
- (34) Sebastian tho Pesch, “Coastal State Jurisdiction around Installations: Safety Zones in the Law of the Sea,” *International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 30 (2015), pp. 523–525.
- (35) Kwiatkowska, *supra* note 15, p. 121.
- (36) 例えば、海底に設置された設備(subsea installations)の場合は、底引き網漁や錨泊を禁止すれば十分であるとの指摘として、Geir Ulfstein, “The Conflict between Petroleum Production, Navigation and Fisheries in International Law,” *Ocean Development and International Law*, Vol. 19 (1988), p. 247.
- (37) オーストラリア、オランダ、ドイツ、フランス、米国、ロシア、ニュージーランド、ベルギーなど。Pesch, *supra* note 34, p. 525. わが国の海洋構築物安全水域設定法(前掲注(4))も、安全水域への入域を原則として禁止している(5条)。
- (38) Pesch, *supra* note 34, pp. 526–528.
- (39) *Ibid.*, pp. 528–529.
- (40) IMO Resolution A.671 (16). 同勧告は、安全水域の侵害に対し沿岸国は「国際法に従って行動をとるべきである」とだけ述べ(同勧告の附属書3.1)、沿岸国による刑事裁判権の行使等を排除しては

いないが、沿岸国が旗国に通報すべき情報についてむしろ詳細に記述していることからして、旗国による刑事裁判権行使を想定しているようである。

- (41) Arctic Sunrise Arbitration, *supra* note 16, paras. 269–278.
- (42) *Ibid.*, para. 250.
- (43) *Ibid.*, para. 278.
- (44) 例えば、「海洋の科学的調査」概念の範囲と沿岸国管轄権の関係について、和仁健太郎「国連海洋法条約における『軍事調査』の位置——『海洋の科学的調査』との関係」『阪大法学』66巻3・4号（2016年）、613–639ページ参照。